

本 間 通 信

～ 最低賃金の引上げ～

山形県内のすべての労働者に適用される山形県の最低賃金が12月23日に改正されます。

引上げ幅は国の審議会が示した目安（64円）を13円上回り、時給制となった2002年度以降で最大となりました。

1. 最低賃金額、効力発生日

最低賃金額（時間額）	効力発生日
1,032円 77円up	令和7年12月23日



2. 業務改善助成金の拡充

業務改善助成金 … 事業場内での最低賃金を一定額以上引上げ、生産性を向上するための設備投資等を行った場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です

最低賃金の引上げに伴い、厚生労働省は業務改善助成金を9月5日に拡充しました。

項目	従来	拡充内容
対象事業所	地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円以内	改定後の最低賃金未満まで対象範囲を拡大
賃金引上げ計画	事前提出必須	令和7.9.5～12.22の改定日前日までに賃上げ済なら提出不要
申請できる時期	賃上げ後の申請不可	賃上げ後でも申請可能
必要書類	賃上げ計画・見積書・設備投資実施計画	賃上げ結果・見積書・設備投資実施計画

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html